

ご存知
ですか？

健康保険の『被扶養者』の 資格条件



今年度の「被保険者・被扶養者調査」につきましては、皆様にご協力いただき、誠にありがとうございます。

現在、健康保険組合では、被扶養者の資格審査を行っておりますが、被扶養者の資格を喪失していたにもかかわらず、手続きがされないまま、被扶養者となっていたケースがありましたのでご紹介いたします。

- ケース●1** 就職退職を繰り返し、就職先で健康保険に加入していたにもかかわらず、当健保の保険証を使用していた。
- ケース●2** 以前、就職していた会社で傷病手当金を受給しており、退職後も引き続き、受給していて収入があるにもかかわらず、当健保の扶養となっていたことが判明した。
- ケース●3** 「雇用保険失業給付を受給していない」という誓約書をかわしていたにもかかわらず、3年前に受給していた期間のあったことが判明した。

故意でないにせよ、上記のような事実が判明した際は、医療費(7割分)だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費・付加金などの各種給付金、人間ドックや健保共同健診の健診費を返還請求させていただきます。

すでに、トータルで百数十万円にもおよぶ医療費の返還請求が発生しています。

パートやアルバイトなどいかなる就業形態であっても、就職先の健康保険に加入した際は、被扶養者にはなれません。



雇用保険の失業給付や傷病手当金、パートなどの場合は給与だけでなく、賞与や感謝金、交通費も健康保険法上は、収入と考えます。



健康保険の年間収入は、(所得)税法上と違い、1月～12月の合計ではありません。また、年度(4月～翌年3月)の合計でもありません。どの12ヶ月間をとっても、130万円未満であることが条件になります。よって、目安として、月額108,334円以上が将来に渡り継続されるようであれば、収入増が見込まれる日をもって、被扶養者の削除の手続きを行ってください。

どの12ヶ月間をとっても
130万円未満



被保険者は、被扶養者が資格条件を満たしていることを常に意識していただく必要があります。例えば、被扶養者の収入について、被保険者が「妻の収入を自分は知らない、子供は遠くにいるから知らない」＝だから、収入金額はわからないということのないようにしてください。



健康保険の扶養削除の手続きは、事業主(会社)への所得税などの扶養削除の手続きとは、全く別の手続きになります。必ず健康保険組合の手続きを行ってください。

認定時に、当健保組合に提出する「誓約書」がありますが、内容を理解したうえで署名をお願いいたします。残念ながら、今回の調査で、誓約内容を守られていない方が散見されました。

上記のようなことのないよう、あらためて『健康保険組合への手続き』や『被扶養者資格のための条件』の内容を再認識していただきますようお願いいたします。

健保組合といたしましても、けんぽだよりでのお知らせや、ホームページの更新などでさらなる情報発信を行い、皆様にわかりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ 外線:0422-52-5521 担当:品田(内)731-34656/勝俣(内)731-33175